

公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2及び法第15条の3の規定に基づき、行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第19条第2項の規定により次のとおり公表する。

令和6年12月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 処分を受けた事業者

(1) 名称

富士開発株式会社

(2) 所在地

鞍手郡小竹町大字御徳135番地の75

(3) 代表者

代表取締役 猪木 直樹

2 行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可、産業廃棄物処分業の許可及び産業廃棄物処理施設（安定型最終処分場・管理型最終処分場・脱水施設・焼却施設）の設置の許可の取消し

3 処分の年月日

令和6年12月3日

4 処分の理由

富士開発株式会社は、法第19条の3の規定に基づく改善命令を期限内に履行せず、改善命令違反となった。

このことは、法第14条の3第1号及び法第15条の2の7第3号の規定に該当し、情状が特に重いため、法第14条の3の2第1項第5号及び法第15条の3第1項第2号に規定する許可取消事由に該当する。